

◎各種届出について

戸籍に関する主な届出（取り扱い場所：揖斐川町役場住民課および各振興事務所）

届出の種類	届出期間	届出地	必要なもの	届出人
出生届	・生まれた日から14日以内	・子の本籍地 ・届出人の所在地 ・出生地	・出生証明書（出生届書についていますので、医師に証明を受けてください） ・母子健康手帳・印鑑（届出人のもの） ・子の扶養者の健康保険被保険者証	・父または母・同居者・医師・助産師・その他立会者の順です
死亡届	・死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地	・死亡診断書（死亡届書についていますので、医師に証明を受けてください） ・印鑑（届出人のもの）	・同居の親族・同居していない親族・同居者・家主・地主・家屋管理人・土地管理人など
婚姻届	・届書を出した日から法律上の効力が発生	・夫または妻の本籍地 ・夫または妻の所在地	・夫妻両方の印鑑（1人は旧姓の印鑑） ・証人（成人2人署名・押印） ・未成年者は、父母の同意が必要 ・戸籍謄本（町内に本籍のない人） ・国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ・届出人本人と確認できるもの（免許証など）	・夫および妻
離婚届	・協議離婚の場合は届書を出した日から法律上の効力が発生 ・裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定の日から10日以内	・夫妻の本籍地 ・夫妻の所在地	・印鑑（届出人のもの） ・協議離婚のとき、証人（成人2人署名・押印） ・裁判離婚のとき、審判書・判決の謄本・確定証明書など ・戸籍謄本（町内に本籍のないとき） ・国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ・届出人本人と確認できるもの（免許証など）	・協議離婚の場合は、夫および妻 ・裁判離婚の場合は、訴えを提起した申立人

※上記以外の届出（転籍、養子縁組、離縁、親権および後見、氏名の変更届など）はお尋ねください。
 ※届出人が窓口へ行けない場合、また本人と確認できるものがない場合でも届出はできます。詳しくはお尋ねください。
 ※定められた届出期間の満了日が土・日・祝日・休日の場合は、その翌日までです。
 ※戸籍に関する届出は時間外でも受理できます。

◎各種証明書について ※取り扱い時間が決められていますので、ご注意ください。

各種証明書などの種類と内容	全部（謄本）、個人事項証明書（抄本）	戸籍に記載されている人の全部または一部を写したもの
	戸籍の附票の写し	住所の異動過程の証明
	印鑑登録証明書	登録された印鑑の証明
	除籍謄本・除籍抄本	除籍された戸籍に記載された人の全部または一部を写したもの
	住民票の写し	住民票に記載されている人の全部または一部を写したもの
	住民票の記載事項証明書	住所、氏名、生年月日など住民票の一部の証明
	登録原票記載事項証明書	外国人登録原票に記載されている事項について記載したもの
	身分証明書	禁治産・準禁治産・破産宣告・後見登記通知の有無についての証明

西濃地域に住所・本籍のある人は、岐阜地域 および 西濃地域の 20市町どこの窓口でも各種証明書の交付が受けられます。

- 証明書の種類
 - ①・住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書・税に関する証明書・登録原票記載事項証明書
 - ②・戸籍・除籍の謄抄本・戸籍の附票の写し
 - ③・身分証明書
- 請求できる人
 - ①の証明書 本人および本人と同居する家族（同一の住民票などに記載されている人）
 - ②の証明書 本人および本人と同一の戸籍に記載されている家族
 - ③の証明書 本人および代理人（委任状が必要）
- 請求窓口
 - 揖斐川町に住所・本籍のある人 → 下記市町の窓口でも可
 - 下記市町に住所・本籍のある人 → 揖斐川町の窓口でも可

岐阜地域 岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・岐南町・笠松町・北方町

西濃地域 大垣市・海津市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町

※各市町の市民課(室)・住民課などで請求できます。

※取り扱い時間：8時30分～17時00分（土・日・祝日、年末・年始を除く毎日）

届出は暮らしの基本です。

さまざまな登録や戸籍を正しく届け出することは、各種行政サービスを受けるためにも必要なことです。変更の際も早めにお届けください。

◎各種登録について ※必ず決められた期間内に届け出てください。

住民登録の届出（取り扱い場所：揖斐川町役場住民課および各振興事務所）

届出の種類	届出期間	持参するもの	届出人
転入届（他市町村から）	転入・転居をした日の翌日から14日以内	印鑑・転出証明書・国民年金手帳・本人確認ができるもの（免許証など）	本人・世帯主または代理人（委任状が必要）
転居届（町内で移動）		印鑑・国民健康保険被保険者証・国民年金手帳・本人確認できるもの（免許証など）	
転出届（他市町村へ）	転出先が確定したら、前もって届出	印鑑・国民健康保険被保険者証・印鑑登録証本人確認できるもの（免許証など）	

外国人登録（取り扱い場所：揖斐川町役場住民課）

届出の種類	届出期間	持参するもの	届出人
新規登録	入国日から90日以内	パスポート・写真（4.5cm×3.5cm、16歳未満の人は不要）2枚	本人（ただし、16歳未満の人は、同居の親族）
子どもが生まれたとき	出生日から60日以内	出生届証明書・パスポート（ある人のみ）	
登録事項の変更	変更のあったときから14日以内	外国人登録証明書・変更〔氏名・国籍・職業・在留期間（資格）・勤務先など〕の生じたことを証明する文書	
住所の変更	移転の日から14日以内	外国人登録証明書	
確認（切替）	16歳以上の人は、確認の基準日（登録証明書に記載）から30日以内 16歳に達する人は、誕生日から30日以内	パスポート・写真（4.5cm×3.5cm）2枚と外国人登録証明書	

印鑑登録（取り扱い場所：揖斐川町役場住民課および各振興事務所）

届出人	持参するもの	本人確認に必要なもの	登録方法
本人	登録する印鑑	・運転免許証・パスポート ・官公署発行の許可証・身分証明書 ・外国人登録証明書 上記のものがない場合	即日登録
代理人 疾病などによりやむをえないとき	・登録する印鑑・代理人の印鑑 ・委任状または代理権授与通知書		文書照会后回答書を持参し登録

※廃止申請・亡失届・転出時など詳しい手続きについては、お問い合わせください。

※代理人による申請は、日にちがかかります。

《事務取り扱い場所および時間について》

各種登録・届出・証明書発行などは、下記の場所で行っています。

- | | | |
|-----------------|-------------|--------------------------------|
| ●揖斐川町役場（住民課） | TEL 22-2111 | ◎取扱時間 8時30分～17時30分 |
| ●谷汲振興事務所（地域振興課） | TEL 55-2111 | （土・日・祝日、年末・年始を除く毎日） |
| ●春日振興事務所（地域振興課） | TEL 57-2111 | ◎取り扱いができる業務 |
| ●久瀬振興事務所（地域振興課） | TEL 54-2111 | ・戸籍、住民票、印鑑に関する届出および証明 |
| ●藤橋振興事務所（地域振興課） | TEL 52-2111 | ・身分証明 |
| ●坂内振興事務所（地域振興課） | TEL 53-2111 | ・登録原票記載事項証明書（外国人登録は揖斐川町役場住民課へ） |